

広島市条例第27号

令和8年3月27日

広島市水道給水条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市水道給水条例等の一部を改正する条例

(広島市水道給水条例の一部改正)

第1条 広島市水道給水条例(昭和38年広島市条例第37号)の一部を次のように改正する。

別表3の項中「1,500円」を「1,600円」に、「2,500円」を「2,900円」に、「4,000円」を「4,800円」に、「6,300円」を「7,700円」に、「11,300円」を「13,200円」に、「19,200円」を「23,200円」に改め、同表4の項中「1,800円」を「1,900円」に、「2,800円」を「3,400円」に、「5,100円」を「5,900円」に、「8,000円」を「8,200円」に、「13,400円」を「13,900円」に改める。

(広島市水道給水条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 広島市水道給水条例の一部を改正する条例(昭和58年広島市条例第39号)の一部を次のように改正する。

附則中第 8 項を削り、第 9 項を第 8 項とする。

附 則

- 1 この条例は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の広島市水道給水条例及び第 2 条の規定による改正後の広島市水道給水条例の一部を改正する条例の規定は、この条例の施行の日以後に工事の設計審査を申し込む者に係る設計審査手数料及び工事検査を申し込む者に係る工事検査手数料について適用し、同日前に工事の設計審査を申し込んだ者に係る設計審査手数料及び工事検査を申し込んだ者に係る工事検査手数料については、なお従前の例による。